中国特許侵害訴訟における裁判管轄権 ~インターネットショッピングにおける侵害行為地とは~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第83回)

寧波AUX空調有限公司 上訴人(一審被告)

珠海格力電器株式有限公司 被上訴人(一審原告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国において特許訴訟を行う際に重要となるのが裁判管轄である。特許侵害訴訟は、権利侵害 行為地または被告住所所在地の人民法院が管轄権を有するため、特許権者側は自身にとってでき るだけ有利な人民法院を選択して訴訟を提起することとなる。

しかしながら、近年ではインターネットを通じた商品購入が増加してきており、侵害行為地が どこであるのかが問題となる。

本事件において最高人民法院は、インターネットを通じて販売された商品の受取地ではなく、 貯蔵地及び出荷地にある人民法院が管轄権を有すると判示した¹。

2. 背景

珠海格力電器株式有限公司(原告)は、実用新型特許権を所有しており、寧波AUX空調有限公司及び広州晶東貿易有限公司を広東省高級人民法院に提訴した。

下記図は被疑侵害製品の販売ルートを示す説明図である。

^{1 2018}年4月28日最高人民法院判決 (2018) 最高法民轄終93号